

# 「生活防衛のための緊急対策」(抄)

平成 20 年 12 月 19 日 経済対策閣僚会議

(略)

## 6. 金融市場・資金繰り対策 (33兆円程度)

◇金融機関が安心して地域経済や中小企業に対して資金供給できる環境を整備するとともに、一時的に資金繰りが悪化している中堅・大企業や金融環境が悪化している住宅・不動産市場に対して必要な措置を講じることなどにより、金融市場の安定化・資金繰りの円滑化を図る。

<具体的施策>

○改正された「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づく国の資本参加枠の拡大 (2次補正 10兆円)

- ・金融市場の異常かつ急激な変動が生じた場合でも、金融機関の財務基盤の安定を確保し、円滑な金融機能が発揮されるよう、国の資本参加枠を現行の2兆円から12兆円に拡大

(以下略)

金融庁の平成 21 年度機構・定員及び予算について

現下の政策課題に的確に対応すべく、定員に関し 45 名の純増（グロスベースでは 68 名の増員）及び総括審議官（国際担当）の設置等の体制整備、並びに総額約 217 億円の予算が認められた。

1. 体制整備の概要

【定員の推移】

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
増 員 (A)	109	64	64	69	68
削減等 (B)	▲ 17	▲ 18	▲ 31	▲ 25	▲ 23
純増 (A-B)	92	46	33	44	45
年度末定員	1,294	1,340	1,373	1,417	1,462

(注) 21 年度の削減等には、計画削減▲18のほか、検査官の時限到来（20 年度末）による減等が含まれている。

【増員 68 名の内訳】

(1) 金融システムの安定性強化・金融仲介機能の適切な発揮 [16 人]

我が国金融システムが安定し、金融仲介機能が適切に発揮されるよう、①銀行・証券会社・保険会社に係る監督体制の強化、②中小企業金融の円滑化に係る体制の強化等を図る。

(2) 海外監督当局等との連携 [11 人]

国際金融市場の安定化に向けて、国際協調の下で、海外監督当局等との連携を強化するため、総括審議官（国際担当）の設置を含む所要の体制整備を図る。

### (3) 市場監視・市場監督体制の強化 [33人]

信頼と活力のある市場を構築するため、証券取引等監視委員会の体制強化を図るとともに、格付会社に対する規制対応等、市場に対する監視・監督体制の整備を図る。

### (4) 金融サービス利用者保護施策推進等 [8人]

金融サービスの利用者が安心して取引できる環境を整備するため、改正貸金業法の円滑な実施のための体制及び決済制度や金融ADR制度の企画・立案体制の強化を図る。

## 2. 予算の概要

(1) 予算については、上記増員（68名）、海外当局との連携強化、市場強化、及び情報システム整備等に必要な経費を含め、総額で約217.4億円（対前年度比22.4億円増、伸び率11.5%増）を確保。

(2) 預金保険機構に係る政府保証枠については、52兆円を確保。このうち、改正金融機能強化法に基づく政府保証枠については、12兆円を確保。

(注) なお、平成20年度補正予算（第2号）においても、預金保険機構に係る政府保証枠のうち、金融機能強化法に係るものについては、同法の改正に伴い、現行の2兆円に10兆円を追加し、12兆円を確保。

(3) 銀行等保有株式取得機構に係る政府保証枠については、20兆円を確保。

(注) なお、平成20年度補正予算（第2号）においても、20兆円を確保。

以上